

国別障害関連情報
ヨルダン・ハシェミット王国

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

令和3年2月
（2021年2月）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

人間
JR
21-005

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施した。本調査の内容は2020年11月から2021年2月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報
ヨルダン・ハシェミット王国
目次

1. 基礎指標	1
1-1. 基礎指標	1
1-2. 障害に関する指標.....	2
2. 障害関連政策	6
2-1. 障害関連行政制度.....	6
2-2. 障害関連法律の詳細.....	8
2-3. CRPD 批准による対応状況	15
2-4. 障害関連施策の状況.....	20
2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (CBR/CBID) の状況	29
2-6. 盲人, 視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況.....	31
2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響.....	31
3. 障害関連団体の活動概況.....	34
3-1. 障害当事者団体の活動概要.....	34
3-2. 障害者支援団体の活動概要.....	34
4. 参考資料	38

図表目次

図 1 社会開発省組織図 6

表 1-1 障害種別・地域別統計 3

表 1-2 障害種別・地域別統計（重度・最重度障害者のみ） 4

表 1-3 性別・地域別統計 4

表 1-4 性別・地域別統計（重度・最重度障害者のみ） 5

表 2-1 各省庁の障害関連担当業務の概要 6

表 2-2 その他の障害関連担当機関 8

略語表

CADRI	Capacity for Disaster Reduction Initiative	防災イニシアチブ
CBID	Community-based Inclusive Development	地域に根ざしたインクルーシブ開発
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women	国連女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
DFID	Department for International Development	英国国際開発省
DPO	Disabled People's Organization	障害者団体
EU	European Union	欧州連合
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
HCR	Higher Council for the Rights of Persons with Disabilities	障害者権利高等評議会
H&I	Humanity & Inclusion	ヒューマニティ&インクルージョン
ILO	International Labor Organization	国際労働機関
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
NCHR	National Center for Human Rights	国立人権センター
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
NAF	National Aid Fund	国家支援基金
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
UNRWA	United Nations Relief and Works Agency	国際連合パレスチナ難民救済事業機関
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
VTC	Vocational Training Corporation	職業訓練公社
WHO	World Health Organization	世界保健機関

1. 基礎指標

1-1. 基礎指標¹

一人当たり GDP	4,330.33 米ドル	2019 年
-----------	--------------	--------

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	8.12 %	2017 年
教育（対 GDP 比）	3.1 %	2019 年
社会福祉（対 GDP 比）	1.09 %	2015 年

人口

総人口	10,101,690 人	2019 年
男性人口比率	50.6 %	2019 年
女性人口比率	49.4 %	2019 年
都市人口比率	91.0 %	2019 年
農村人口比率	8.0 %	2019 年
出生時平均余命（全体）	74 歳	2018 年
男性	73 歳	
女性	76 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	9 %	2018 年
新生児死亡率（1000 人当たり）	9 人	2019 年

教育

教育制度 ²		
初等教育年数	6 年	2020 年
義務教育年数	10 年	2019 年
成人識字率（全体）	98 %	2018 年
男性	99 %	2018 年
女性	98 %	2017 年

¹ 世界銀行 (<https://data.worldbank.org/indicator>(参照 2020-12-08)) に基づく。

² ヨルダンの教育制度は、初等教育 6 年、前期中等教育 4 年、後期中等教育 2 年、高等教育 4~6 年である。

就学率		
初等教育（総就学率）		
全体	81 %	2018 年
男子	82 %	2019 年
女子	81 %	2019 年
中等教育（総就学率）		
全体	63 %	2018 年
男子	64 %	2019 年
女子	66 %	2019 年
高等教育（総就学率）		
全体	34 %	2018 年
男子	32 %	
女子	37 %	

雇用

失業率（全体）	14.6 %	2020 年
男性	12.7 %	
女性	23.0 %	

1-2. 障害に関する指標

1-2-1. 障害の定義

ヨルダン・ハシェミット王国（以下、「ヨルダン」）は障害者権利法（2017）において障害者を「長期的な身体、感覚、知能、精神、心理（Psychological）、神経的な機能障害（Impairment）があり、その他の物理的及び態度の障壁との相互作用の結果、生活における主な活動への妨げとなったり、生活上の権利もしくは基本的自由を有することが妨げられている人々」と定義している。ここで、機能障害とは治療もしくはリハビリテーション開始後に少なくとも 24 か月にわたって継続するものを指す。物理的・態度の障壁とは、合理的配慮の欠如、アクセシブルな形式もしくはアクセシビリティの欠如、障害を理由とした個人の否定的態度や差別的な組織的対応を意味する。生活における主な活動とは、飲食、管理、セルフケア、読み書き、移動・動作、対人関係・集中、表現・口頭・視覚・書面によるコミュニケーション、学習、リハビリテーション、訓練、仕事を意味する。

なお、人口世帯国勢調査（2015）においてはワシントン・グループの短縮質問紙セットが採用されており、障害者国家戦略についても国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」）による障害の定義を採用する方向で検討されている。

1-2-2. 障害に関する統計整備状況³⁴

政府によって発表されている最新の障害者統計情報は、人口世帯国勢調査（2015）によるものであり、5歳以上の障害者比率は11%とされている。重度・最重度障害者については、2.7%としている。なお、過去の統計⁵によれば、国勢調査（1994）では1.2%であり、男女比が不均等（男性が女性の1.5倍）であった。また、国勢調査（2004）では1.23%であった⁶。2016年にヨルダン政府の障害者権利高等評議会が発表している値は13%である。

1-2-3. その他統計

表 1-1 障害種別・地域別統計

障害種 地域	見る	聞く	歩く	記憶する・ 集中する	セルフ ケア	コミュ ニケー ション	合計
Amman	5.5	2.68	4.08	2.38	1.75	1.49	9.9
Balqa	4.83	2.76	4.32	2.58	1.99	1.73	9.96
Zarqa	6.01	3.09	4.82	2.91	2.11	1.78	11.44
Madaba	4.62	2.87	4.03	2.66	1.94	1.63	9.43
Irbid	6.07	3.25	5.46	3.06	2.33	1.83	11.78
Mafraq	5.08	3.32	4.51	3.12	2.61	1.95	10.89
Jarash	5.03	3.46	4.32	3.18	2.45	2.06	10.8
Ajloun	5.93	3.38	5.06	3.2	2.28	1.89	11.66
Karak	5.17	3.08	4.32	2.77	2.04	1.72	10.34
Tafielah	5.69	3.32	4.69	3.06	2.04	1.73	10.74
Ma' an	5.02	3.08	3.83	2.87	2.02	1.8	10.27
Aqaba	6.36	2.67	3.52	2.46	1.6	1.4	10.88
The Kingdom	5.6	2.95	4.5	2.7	2.01	1.67	10.62

出所：人口世帯国勢調査（2015）

³ Govt of Jordan (2015) General Population and Housing Census 2015 Main result

⁴ Thompson S. (2018)

⁵ JICA (2005)

⁶ IDS (2020)

表 1-2 障害種別・地域別統計（重度・最重度障害者のみ）

地域	障害種						
	見る	聞く	歩く	記憶する・ 集中する	セルフ ケア	コミュニ ケーション	合計
Amman	0.78	0.49	1.31	0.55	0.57	0.47	2.37
Balqa	0.78	0.54	1.45	0.6	0.63	0.52	2.46
Zarqa	0.99	0.64	1.63	0.69	0.7	0.58	2.95
Madaba	0.69	0.51	1.27	0.57	0.56	0.48	2.21
Irbid	1.06	0.7	1.95	0.75	0.8	0.62	3.3
Mafraq	1.01	0.73	1.57	0.75	0.84	0.63	3.05
Jarash	0.9	0.7	1.44	0.75	0.77	0.68	2.64
Ajloun	1.03	0.71	1.67	0.75	0.73	0.6	3.03
Karak	0.81	0.56	1.42	0.6	0.61	0.51	2.44
Tafielah	0.96	0.68	1.64	0.75	0.65	0.52	2.84
Ma' an	0.75	0.63	1.14	0.64	0.57	0.49	2.25
Aqaba	0.82	0.43	1.08	0.53	0.47	0.4	2.15
The Kingdom	0.88	0.58	1.5	0.64	0.66	0.54	2.69

出所：人口世帯国勢調査（2015）

表 1-3 性別・地域別統計

地域	性別	
	男性	女性
Amman	10.09	9.68
Balqa	9.91	10.01
Zarqa	11.83	10.99
Madaba	9.61	9.22
Irbid	12.31	11.2
Mafraq	11.29	10.46
Jarash	11.18	10.39
Ajloun	12.19	11.09
Karak	10.57	10.09
Tafielah	10.97	10.49
Ma' an	10.56	9.95
Aqaba	10.91	10.83
The Kingdom	10.89	10.3

出所：人口世帯国勢調査（2015）

表 1-4 性別・地域別統計（重度・最重度障害者のみ）

地域	性別	
	男性	女性
Amman	2.37	2.38
Balqa	2.39	2.55
Zarqa	3.03	2.86
Madaba	2.31	2.11
Irbid	3.44	3.15
Mafraq	3.17	2.92
Jarash	2.73	2.54
Ajloun	3.15	2.89
Karak	2.41	2.48
Tafielah	2.95	2.73
Ma'an	2.29	2.2
Aqaba	2.12	2.19
The Kingdom	2.72	2.64

出所：人口世帯国勢調査（2015）

2. 障害関連政策

2-1. 障害関連行政制度⁷

ヨルダンにおいて障害者施策を主に担当する省は社会開発省、保健省、教育省及び労働省である。これらの省が担当する分野は以下のとおり。

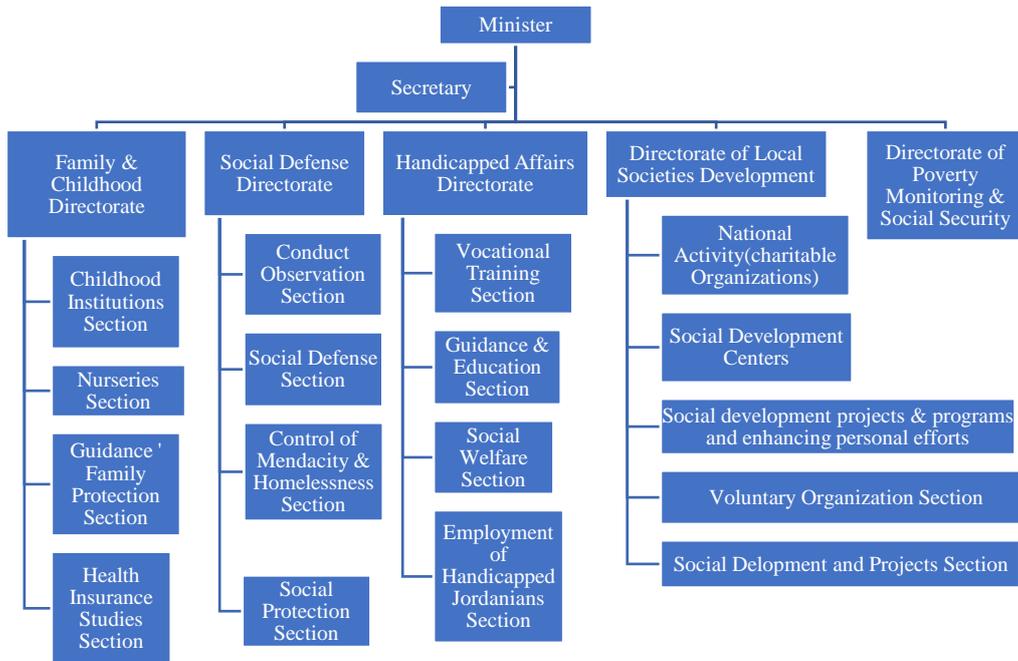


図1 社会開発省組織図

出所：社会開発省ウェブサイト等を基に調査チームが作成

表 2-1 各省庁の障害関連担当業務の概要

行政機関名	概要
社会開発省 (Ministry of Social Development)	障害者の社会保障、職業訓練、雇用にかかる事業等を実施している。傘下に国家支援基金（National Aid Fund。以下、「NAF」）が運営されており、必要とする人々を対象に保護と支援を提供している。社会保障分野では、障害者年金支給事業、ケア現金給付事業等が挙げられる。同事業は多くはヨルダン人対象であるが、条件によっては難民が対象となっている。
保健省 (Ministry of Health)	医療、リハビリテーションに加えて、障害者を対象とした無償の社会健康保険サービスを提供している。

⁷ 政府報告に基づく

教育省 (Ministry of Education)	障害児教育及びインクルーシブ教育を担当している。当初、障害児教育は社会開発省が担当していたが、教育省へと管轄が移されている。
労働省 (Ministry of Labor)	同省管轄下に社会保障法人、社会保障投資基金、職業訓練法人、開発・雇用基金が設置されており、障害者の貧困問題の解決等事業を実施している。
ワクフ ⁸ ・イスラム関連・聖地省 (Ministry of Auqaf Islam Affairs and Holy Places)	イスラム法に関連する慈善寄付等を担当する。同省傘下にはザカート ⁹ 基金局が設置されている。

出所：政府報告、政府ウェブ情報を基に調査チームが作成

障害関連担当機関

【障害者諮問委員会】

担当機関名	概要
障害者権利高等評議会 (Higher Council for the Rights of Persons with Disabilities。以下、「HCR」)	<p>障害者権利法（2007）の下、障害者権利高等評議会が設置されており、障害者権利法（2017）においても引き継がれている。同評議会は財務的・行政的に独立した組織であり、障害者の生活条件を改善し、社会への統合を促進するための取り組みをまとめることを目的として、彼／彼女らの利益を擁護し、方針を設計し、すべての当事者と計画及び調整する機関である。なお、以下の機能と管轄権を有している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 障害者の権利とさまざまなサービスへのアクセスにかかる公的政策を提案し、同政策の実施計画を策定する。 2) 評議会の所掌に沿った新たな法令を提案する。 3) 障害者の権利を保障するために戦略、計画、プログラムの策定にかかる、関連省庁及び公的機関に対する技術支援を提供する。 4) 障害分野における役割と専門分野を定義し、関係者全員の努力を統合する形で情報と専門性を共有する方法を定義するために、省庁、政府機関、国立機関との調整をする。

⁸ ワクフ（Awqaf）とは、アラビア語で止めるという意味で、イスラム社会での財産を基金として供出して利益を慈善事業として施すシステムを意味する。

⁹ ザカート（Zakat）とは、イスラム教の五行の一つで、困窮者を助けるための義務的な喜捨を指す。

	<p>5) 障害者権利法、関連する国家戦略、並びに CRPD の規定に沿って実施される関連機関の事業のフォローアップとモニタリングを行う。</p> <p>6) 国レベルにおける障害者及び彼／彼女らの権利の状況をモニターし、障害を理由とした差別に関連した個別もしくは組織的な苦情を把握する。</p> <p>7) 障害者権利法（2017）で規定された基準を発行し、これに沿った訓練を実施し、関連機関がどの程度これらの基準に沿っているか監視する。</p> <p>8) 障害者に関する総合的あるいは特化した調査及び研究を実施し、サービスの内容と利用状況を評価する。</p> <p>9) 政府及び非政府組織との同意書及び覚書に署名し、その実施にかかるフォローアップを行う。</p> <p>10) 恒久的及び臨時の委員会を設置し、これらの委員会成果を承認し、施行されている法律に従って、委員会メンバーの報酬を決定する。</p> <p>また、同評議会には年次報告書の提出が義務付けられており、報告書（2018）が 2019 年 6 月に公開されている。</p>
--	---

【その他の障害関連担当機関】

表 2-2 その他の障害関連担当機関

機関名	概要
国立人権センター (National Center for Human Rights。以下、「NCHR」)	2006 年に政府が国際的資金援助を受けて設置した機関であり、政府による人権尊厳にかかる報告書の作成を行う等、国際人権基準に向けた進捗状況を監視する役割を担う。同センターは、障害者権利法（2017）の徹底実施にも関与している。
公安局 (Public Security Directorate: PSD)	PSD は内務省管轄下にある公安機関であり、障害者の関連する法の執行にかかる責任を持っている。

出所：政府報告、政府ウェブ情報を基に調査チームが作成

2-2. 障害関連法律の詳細¹⁰

憲法（1952）は、すべての国民に対する権利等を明記しているが、障害者に特化した記述は見られない。2011 年改正憲法においては、障害者の保護に触れている。また、障害者の権

¹⁰ 政府報告に基づく

利に関する初めての法律は障害者福祉法（1993）であり、その後、制定された総合的な法令は障害者権利法（2007）である。さらに、CRPD 批准後に後者が改定され、障害者権利法（2017）が施行されている。

法律名	障害者権利法 2017（Law on the Rights of Persons with Disabilities Act 2017） 11
施行年	2017 年
概要	<p>CRPD に準拠した法律であり、原理として以下が挙げられている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 障害者の、固有の権利、権限の尊重、個人の自主性、選択の自由、の尊重 2) 障害者と障害当事者組織の政策・計画・プログラムの策定と彼／彼女らに関連する意思決定への参加 3) 障害を理由とした障害者の差別の禁止 4) 人間の多様性と違いの一部としての障害者の受け入れ 5) 障害者の権利と問題の国家政策・戦略・計画・プログラム・予算への包含 6) 権利と義務にかかる障害のある男女間の平等 7) 障害者の機会均等 8) 障害児の権利の保障、彼／彼女らの能力と技術の開発、並びにコミュニティへの包含と参加促進 9) 基本的な自由と権利を守るために必要であるという理由から、障害者のための、合理的配慮、アクセシブルな形式並びにユニバーサルデザインの確保 10) 合理的配慮、アクセシブルなフォーマットもしくはアクセシビリティの不足や欠如、障害を理由とした個人・組織的な態度と差別的慣行を含む、障害者にとっての物理的及び態度的な障壁の除去

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある。

法律名	国家支援基金法（National Aid Fund Act） ¹²
施行年	1986 年
概要	障害者を含む支援を必要とする人々を保護することを目的とした NAF の設立・機能等を定めた法律。

¹¹ <https://data2.unhcr.org/en/documents/download/66679>（参照 2020-12-10）

¹² ウェブ上では原本（英語版）は見つけられない。（参照 2020-12-10）

法律名	障害者福祉法 (Law for the Welfare of Disabled Persons) ¹³
施行年	1993 年
概要	<p>ヨルダン憲法、国際条約、教育及び高等教育関連法、世界人権宣言、国際障害者宣言に準拠した法律である。以下の原理を挙げている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 障害者の社会への統合の権利 2) 能力に適した教育及び高等教育を受ける権利 3) 能力及び教養に適した就労の権利 4) 予防的ヘルスケアと治療を受ける権利 5) 安全かつ自由に移動できる権利 6) 教育・訓練・移動等における支援機器等の入手の権利 7) 重度・重複障害者が教育・訓練・リハビリテーションを受ける権利 8) 障害児の親が支援、福祉等を受ける権利 9) 自らのことを決定する権利

法律名	教育法 (Education Act) ¹⁴
施行年	1994 年
概要	能力にあった教育を受ける権利を保障しており、無償の義務教育とすることを定めている。

法律名	司法法 (Justice Act) ¹⁵
施行年	2004 年
概要	公証法 (1951) においては、障害者は民事または商取引で証言する能力がなかった。また、視覚障害・聴覚障害者は証人にはなれなかった。司法法 (2004) によりそれが可能となった。

¹³ <https://dredf.org/legal-advocacy/international-disability-rights/international-laws/jordan-law-for-welfare-of-disabled-persons/>
(参照 2020-12-10)

¹⁴ ウェブ上では原本 (英語版) は見つけれない。(参照 2020-12-10)

¹⁵ ウェブ上では原本 (英語版) は見つけれない。(参照 2020-12-10)

法律名	更生・リハビリテーションセンター法 (Reform and Rehabilitation Act) ¹⁶
施行年	2004 年
概要	同法により、立法措置が導入されている。施設長は、受刑者が精神的に混乱していると判断した場合、必要な医療処置のために専門の医療機関に移送しなければならない。また、受刑者は、彼／彼女らにとって必要とする場合、治療を続けなければならない。彼／彼女らの刑が終了後、直ちに釈放され、管轄の医療当局に対処するために必要な措置が講じられることとなる。

法律名	障害者権利法 2007 (Law on the Rights of Persons with Disabilities Act 2007) ¹⁷
施行年	2007 年
概要	障害者福祉法 (1993) の名称を改定し、障害者の権利について規定した法律であったが、CRPD に準拠する方向で制定された。

法律名	情報権利法 (Right to Information Act) ¹⁸
施行年	2007 年
概要	すべてのヨルダン人に対して情報へのアクセスの権利を認めている。

法律名	協会法 (Associations Act) ¹⁹
施行年	2008 年
概要	障害者のための施設を含めた協会の設置を促進する法律。

法律名	公衆衛生法 (Public Health Act) ²⁰
施行年	2008 年
概要	予防・治療医療サービスが差別なく受けられることを規定している。また、障害者を含むすべての人々が、あらゆる医療または外科手術に完全かつ自由に同意する権利を保障している。本人が理解できない場合、保護者によって同意がなされるとしている。

¹⁶ ウェブ上では原本 (英語版) は見つけれない。(参照 2020-12-10)

¹⁷ <https://www.mindbank.info/item/1630> (参照 2020-12-10)

¹⁸ <https://en.unesco.org/sites/default/files/updatedjordan.rti-analysis.16-05-18ls-1.pdf> (参照 2020-12-10)

¹⁹ ウェブ上では原本 (英語版) は見つけれない。(参照 2020-12-10)

²⁰ <https://www.mindbank.info/item/544> (参照 2020-12-10)

法律名	雇用法 (Labour Act) ²¹
施行年	2010 年
概要	障害者雇用割当てとして 4%を設定している。

法律名	社会保障法 (Social Security Act) ²²
施行年	2014 年
概要	最初の同法の制定は 1978 年であり、その後、2001 年、2010 年、2014 年に改正されている。就職機会にアクセスできない場合の高齢者手当の対象として障害者が含まれている。また、労災によって障害者となった人々を含む障害者を対象とした年金支給について規定している。

【障害者政策】

ヨルダン政府によってはじめて策定された障害者に特化した国家政策は、国家障害者戦略フェーズ I (2007-2009) であり、続けてフェーズ II (2010-2015) が策定されている。国家開発計画としては、国家 10 年計画 (National Agenda 2006-2015) においては障害者に特化した記述は見られず、現行の国家開発計画 (Jordan 2025) については、策定段階から持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」) を念頭に据えて、障害当事者を含むすべてのステークホルダーの参画を奨励していることから、計画自体がインクルーシブなものとなっている²³。

障害関連政策は以下のとおり。

政策名	児童のための国家戦略 (National Action Plan for Children) ²⁴
施行年	2004 年－2013 年
概要	子どもの障害の予防、学習障害児を含む特別なニーズのある子どもへの配慮、インクルーシブ教育の推進、障害児の公立学校への就学率向上を計画している。

²¹ <https://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/MONOGRAPH/85213/95323/F1112571864/JOR85213.pdf> (参照 2020-12-10)

²² [https://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/108105/133438/F1254441232/Social%20Security%20Law%202014%20\(1\)compress.pdf](https://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/108105/133438/F1254441232/Social%20Security%20Law%202014%20(1)compress.pdf) (参照 2020-12-10)

²³ Govt. of Jordan (2015) Jordan’s Way to Sustainable Development – First National Voluntary Review on the Implementation of The 2030 Agenda

²⁴ <https://www.mindbank.info/item/4964> (参照 2020-12-10)

政策名	国家障害者戦略フェーズ I (2007-2009) 及び 国家障害者戦略フェーズ II (2010-2015) ²⁵
施行年	2007 年－2009 年, 2010 年－2015 年
概要	障害者が平等である社会を目指した、包括的な戦略。フェーズ I の教訓として、女性障害者、ハビリテーション及びリハビリテーション、スポーツ、地雷被災者等の観点をフェーズ II で考慮している。

政策名	国家精神保健政策 (National Mental Health Policy) ²⁶
施行年	2011 年
概要	精神保健サービスへのアクセシビリティ保障、障害者関連高等評議会・国立人権センター・国内人権分野の非政府組織 (Non-Government Organization。以下、「NGO」) との調整による CRPD の準拠にかかる取り組み等について記述がみられる。

政策名	国家精神保健計画 (National Mental Health Plan) ²⁷
施行年	2011 年－2012 年
概要	国家精神保健政策 (2011) の実施のための計画。障害者の権利にかかる状況分析を活動のひとつとして組み込んでいる。

政策名	保健省戦略計画 (Ministry of Health Strategy Plan) ²⁸
施行年	2013 年－2017 年
概要	ポリオ等の予防に関する計画を含む。

政策名	国家女性戦略 (2013-2017) 及び (2018-2022) (National Strategy for Women)
施行年	2013 年－2017 年、(2018 年－2020 年)
概要	社会的脆弱者層の中で、女性障害者のニーズにかかる言及がなされている。

²⁵ <https://www.mindbank.info/item/1593> (参照 2020-12-10)

²⁶ <https://www.mindbank.info/item/491> (参照 2020-12-10)

²⁷ <https://www.mindbank.info/item/494> (参照 2020-12-10)

²⁸ <https://www.mindbank.info/item/6231> (参照 2020-12-10)

政策名	国家保健セクター戦略（National Strategy for Health Sector） ²⁹
施行年	2015年－2019年
概要	精神保健及び障害に関するプライマリ・ヘルスケアサービスにおける配慮、早期診断及び治療サービスの評価にかかる障害者権利高等評議会との調整、高齢者の障害に関する配慮、障害の予防について言及している。

政策名	国家高齢者計画（National Plan for the Elderly） ³⁰
施行年	2016年－2020年
概要	障害者権利高等評議会と連携した障害のある高齢者にかかる計画を含む。

政策名	ヨルダン 2025（国家開発計画）（Jordan 2025） ³¹
施行年	2016年－2025年
概要	SDGs を念頭においたヨルダンの開発計画。障害インクルーシブな計画となっている。

政策名	国家人権計画（National Plan for Human Rights） ³²
施行年	2016年－2025年
概要	同計画策定において障害者関連組織を巻き込んでおり、第三の柱として人権について最も脆弱なグループを挙げ、障害者の権利の向上と保護を目標としている。

政策名	ヨルダン経済成長計画（Jordan Economic Growth Plan） ³³
施行年	2018年－2020年
概要	労働分野の政策実施にかかり、障害者フレンドリーな環境づくりを強調し、現行労働法を実現させることにより、障害者を労働市場に統合することを強調している。

²⁹

https://extranet.who.int/countryplanningcycles/sites/default/files/planning_cycle_repository/jordan/jordan_national_health_sector_strategy_2015-2019_.pdf（参照 2020-12-10）

³⁰ ウェブ上では原本（英語版）は見つけられない。（参照 2020-12-10）

³¹ <http://inform.gov.jo/en-us/By-Date/Report-Details/ArticleId/247/Jordan-2025>（参照 2020-12-10）

³² https://jordanembassy.or.id/_2file_obj/pdf/Comprehensive-National-Plan-for-Human-Rights.pdf（参照 2020-12-10）

³³ <http://extwprlegs1.fao.org/docs/pdf/jor170691.pdf>（参照 2020-12-10）

政策名	国家保健人材育成計画（National Human Resources for Health Strategy） ³⁴
施行年	2018年－2022年
概要	国家人材育成計画（2016-2025）及びヨルダン 2025 医療関係者に対して、障害者のケアに関する訓練の必要性を教訓としている。

政策名	国家青年エンパワメント戦略（National Strategy for Youth Empowerment） ³⁵
施行年	2019年－2025年
概要	旧施策において障害のある若者に関する優先がなされていなかったことを受けて、障害者権利高等評議会をパートナーとして、特別な教育、訓練並びに雇用を通じた労働市場への障害者の統合、建築基準に従った障害のある若者のためのセンター設立、障害のある若者のために活動の奨励について言及している。

政策名	国家社会保障戦略（National Social Protection Strategy） ³⁶
施行年	2019年－2025年
概要	幼稚園・学校における障害児の統合、家庭における障害者支援促進、建築法の徹底等について言及されている。同戦略の作業グループには障害者権利高等評議会メンバーや障害関係の法律専門家が含まれている。

政策名	インクルーシブ教育 10 年戦略（10-year Strategy for Inclusive Education Based on the Text of Article (18/h) of the Law on the Rights of Persons with Disabilities (20) of the Year 2017） ³⁷
施行年	2020年－2030年
概要	障害者権利法（2017）における障害のある児童・生徒のインクルーシブ教育にかかる促進を目的として策定された戦略。教育省が担当省。

2-3. CRPD 批准による対応状況

ヨルダンは 2008 年 3 月に CRPD 及び選択議定書を批准しており、これはアラブ諸国では最も早い動きであった。また、CRPD の国連権利委員会に提出した政府報告（以下、「政府報告」）の初回提出は 2012 年 10 月であった。国連の障害者権利委員会のメンバーとしてヨ

³⁴

https://extranet.who.int/countryplanningcycles/sites/default/files/planning_cycle_repository/jordan/national_human_resources_for_health_strategy_2018-2022_en.pdf（参照 2020-12-10）

³⁵ http://moy.gov.jo/sites/default/files/jordan_national_youth_strategy_2019-2025_english_compressed_1.pdf（参照 2020-12-10）

³⁶ <https://www.unicef.org/jordan/media/2676/file/NSPS.pdf>（参照 2020-12-10）

³⁷ https://www.moe.gov.jo/sites/default/files/the_10-year_strategy_for_inclusive_education.pdf（参照 2021-02-03）

ルダンの障害当事者専門家である Mohammad Al Tarawneh 氏が選ばれており、同氏は 2009 年 2 月にジュネーブで開催された第一回委員会会議において議長を務めている。総括所見は 2017 年 5 月に出ている。

政府報告によれば、以下の対応がなされている。

【CRPD 批准にかかる政府の政治的対策】

- ・ 障害者国家戦略案の作成のための王立委員会の設置（2006 年）。
- ・ 障害者国家戦略（2007-2015）の策定
- ・ 障害者権利法（2007 及び 2017）の出版
- ・ 政策及び計画づくりを担う国家独立機関としての障害者高等評議会の設置
- ・ 教育戦略計画（2018-2022）
- ・ インクルーシブ教育 10 年戦略（2019）

【CRPD の国内法との整合性確保にかかる事項】

- ・ 憲法第 6 条改定：虐待及び搾取からの保護対象に障害者の追加
- ・ 障害者法（2007 及び 2017）公布
- ・ ヨルダン雇用法第 13 条改定：障害者雇用枠を 4%に設定
- ・ 社会保障法（2010）制定：高齢者手当の対象としての障害者
- ・ 選挙手続きの改定：障害者の政治的活動への参加促進
- ・ 協会法（2008）公布による、障害者関連法に沿った障害者関連機関・施設設置の推奨

【CRPD における障害者の権利保障と差別撤廃にかかる事項】

- ・ 障害者高等評議会が、障害者が差別のない適切な物及びサービスを平等に取得できることを目指し、財務省、保健省、労働省、教育省、社会開発省、青年・スポーツ省の書記長を議会メンバーに追加した。
- ・ 障害者が直面する物及びサービスへのアクセスの立法・環境・文化的・物理的障壁の規模と内容を特定するための調査が実施された。これにより、障害者の権利の侵害とその対策を示すことができる。
- ・ 建物及び公的設備の設計、建設を行う機関が、ユニバーサルデザインの規定にかかるコンプライアンスを保障し、企画と仕様をレビューし続けている。
- ・ 障害者への情報技術の提供と教材へのアクセス促進
- ・ 視覚障害者の情報技術利用によるコミュニケーションと学習の推奨のために、視覚障害のある大学生に対して、無償で機材、教育プログラム、教材、トーキングコンピュータを提供した。
- ・ 障害者向けのサービスへのアクセス向上のためのウェブサイトの立ち上げ。
- ・ 教育、雇用、保健及びその他の分野における障害者とともに活動する専門職及び職員を対象としたキャパシティー・ビルディング・プログラム
- ・ 障害者への特別な大学入学資格の提供

パラレルレポートにおける主な指摘事項は以下のとおりである。

- ・ いくらかの法律が CRPD に準拠していない、もしくは障害者エンパワメント、差別及び権利侵害禁止のための効果的かつ必要な対策が取られていない。(Civil Society I³⁸)
- ・ ヨルダンは障害者の権利の支援と保護を促進するために、CRPD のオプション・プロトコルを批准すべきである。(Civil Society I)
- ・ 障害者の権利に関して、すべての法令、政策並びに戦略のレビューが必要である。(Civil Society I)
- ・ 建築法等の法令の違反については罰金を課すべきである。(Civil Society I)
- ・ 障害者に対する差別に関するモニタリングのためのメカニズム及び新たな国家戦略を策定すべきである。(Civil Society I)
- ・ 障害のある学生がアクセスできるよう既存の学校及び大学をバリアフリーにすべき。(Civil Society I)
- ・ 法的能力を規定する内容については、法律の下に障害者の権利を完全に認められるように修正されるべきである。また、法的能力の障害に関連する民法 (Civil Code) 及び個人身分法 (Personal Status Code) の規定についても修正するべきである。精神障害者に対する投票権及び選挙権を否定する選挙法 (Electoral Law) の段落は廃止されなければならない。(Civil Society I)
- ・ 政府及び民間機関において、障害者が情報、データ並びに統計に公平な方法でアクセスするための合理的な方法を出版物に規定することを要求するための立法文書及び措置を制定すべきである。(Civil Society I)
- ・ 雇用主が障害者の採用を回避することを可能にする法的な抜け穴 (労働法第 13 条) に対処するべきである。法律は、障害のある人が働く権利を保障しなければならない。(Civil Society I)

また、総括所見の重要事項は以下のとおりである。

【ポジティブな側面】

- ・ 法律における障害に基づく差別の明示的な禁止、国内メディアにおける障害に対する意識向上、人権に基づくアプローチの促進、がなされている。
- ・ 国家建築法 (1993 年第 7 号) にアクセシビリティ基準が含まれている
- ・ 障害のある女子の強制的な避妊手術を禁止し、彼女たちに対する社会の責任を規定する正式なイスラム法意見の提出がなされた。

【一般的義務】

- ・ 選択議定書を早急に批准すべきである。
- ・ 障害者権利法 (2007) を CRPD に準拠する形とすべきである。特に、障害当事者組織

³⁸ “Civil Society I” is a group of I am a Human Society for the Rights of PWD, Information and Research Center (King Hussein Foundation), Individual Manniskohjalp Swedish Development Partner, IDENTITY Center

(Disabled People’s Organization。以下、「DPO」) の参画を促進すべきである。

- ・ 民法、刑法、個人身分法、国籍法において、障害者差別にかかる条項を廃止すべきである。
- ・ 障害者カードについてその名称と目的を修正すべきである。
- ・ 障害者のための新たな国家戦略、関連活動計画を策定し、財政的、技術的並びに人的リソースを確保すべきである。
- ・ DPO の参画を保障し、CRPD の実施とモニタリングのための責任にかかるメカニズムを明らかにすべきである。

【平等と無差別】

- ・ すべての分野における障害者の差別としての合理的配慮の拒否の禁止にかかる法律の修正を行うべきである。
- ・ 雇用主やサービス提供者を対象とした、合理的配慮の提供の義務にかかる啓発を行うべきである。
- ・ 障害者の人権にかかる新たな法案の下、平等な機会にかかる委員会を設置し、公私セクターにおける合理的配慮の拒否を含む障害を理由とした差別にかかる苦情を受けることとする。また、同委員会は、差別の加害者に制裁を執行し、差別にさらされた人々に救済策を提供すべきである。
- ・ 国家人権委員会と障害者権利高等評議会を強化し、差別に関する苦情にかかる明確な規定を作るべきである。
- ・ 障害者と DPO を育成し、利用可能な法的救済メカニズムへの関与を奨励するべきである。

【障害のある児童】

- ・ 障害児のネグレクトと虐待にかかる罰則について規定した刑法を修正するべきである。
- ・ 障害児が犠牲となった犯罪において、加害者に対して適切な罰を課し、被害者が適切な支援を受けられるようにすべきである。
- ・ 子どものための国家戦略及び活動計画において障害者権利の主流化を行う。

【危険な状況及び人道上の緊急事態】

- ・ 難民を含む障害者の完全なインクルージョンを行い、利用できる包括的な緊急災害リスク軽減戦略、並びにプロトコルを採用及び実施する際に、仙台防災枠組 (2015-2030) を考慮に入れるべきである。独立した方法により、障害者、特に聴覚障害者が緊急ホットラインサービスにアクセスできるようにすべきである。。

【法の前に等しく認められる権利】

- ・ 障害者の法的能力を他の人と平等に認め、支援された意思決定メカニズムを導入するために、法律、特に民法及び個人身分法を改正するべきである。

【司法の利用の機会】

- ・ 以下の対策により、CRPD 第 13 条を考慮して SDGs 16.3 を目標とすべきである。

①刑事手続法を修正して、障害者による裁判所へのアクセスを制限するすべての規定を廃止する。

②すべての司法及び行政手続への完全な参加を確保するために、すべての障害者が利用可能な形式の専門的、及び認定された手話通訳者及び文書の可用性を確保する。

【身体的自由及び安全】

- ・ 病院、施設、並びに刑務所への不本意な収容を含む、障害を理由とする拘禁を禁止するために、刑事手続法及び公衆衛生法の関連規定を廃止すべきである。

【拷問または残虐な、非人道的なもしくは品位を気付付ける取り扱い、もしくは刑罰からの自由】

- ・ 行政上及び刑事上の責任を確立する目的で、「避難所」における障害者の残酷で品位を傷つける扱いの報告された事例について調査が開始すべきである。
- ・ 拷問や虐待にさらされた人は、独立した苦情のメカニズムにアクセスでき、被害者は法的に救済と適切な補償とリハビリテーションを受ける権利があり、提供される必要がある。
- ・ 「保護的管理」を、障害のある女性を運動の自由を尊重しつつ暴力から保護するための効果的な手段に置き換えるべきである。

【搾取、暴力及び虐待からの自由】

- ・ 刑法第 8 条及び第 62 条を廃止して、体罰を完全に禁止する。
- ・ 2016 年の家庭内暴力からの保護に関する国家タスクフォースの作業及び家庭内暴力からの保護に関する新しい法案において、障害者の権利の視点を主流化するべきである。

【個人をそのままの状態を保護すること】

- ・ 個人の自由及びインフォームド・コンセントが欠如している場合は、不妊手術の実施を中止すべきである。
- ・ 刑法の改正案を採択し、強制不妊手術を禁止すべきである。必要に応じて、加害者が起訴され、制裁を受けることを保障し、適切な補償とリハビリテーションを含む、強制不妊手術を受けた人に救済策を提供すべきである。

【自立した生活及び地域社会への包容】

- ・ 脱施設化戦略を採用し、障害者が自立して生活し、家族や地域社会に含まれる権利を促進するという目的を実現するために必要な資源の配分を確保し、障害者とその家族が、自分の選択に従って、地域社会と家族の一員として自立して生活できるようにする支援サービスと支援にアクセスする方法についての体系的な情報を提供すべきである。

【表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会】

- ・ 一般の人々に提供される情報が、さまざまな種類の障害に適したアクセシブルな形式及び技術であり、追加費用なしで障害者にも利用できるようにするための法規定を採用すべきである。
- ・ 手話通訳のための研修及び認定プログラムを強化することを含め、手話を公式に認識

し、その使用を促進すべきである。

【家庭及び家族の尊重】

- ・ 障害者が他者と平等に結婚する権利を行使し、完全かつ自由な同意に基づいて家族を見つけることができるようにするために、個人身分法（Personal Status Law）第 12 条を廃止すべきである。

【政治的及び公的活動への参加】

- ・ 立法及びその他の措置を通じて、障害者が投票用紙、選挙資料、投票所にアクセスできること、及び投票時に自分で選んだ人からの支援を受けることができるようにすべきである。
- ・ 障害者、特に感覚障害及び知的障害者の市民的及び政治的プロセスへの参加を促進すべきである。

【統計及び資料の収集】

- ・ 人権と基本的自由、倫理、法的保護、データ保護、守秘義務、プライバシーを十分に尊重しながら、条約を実施するための政策の策定と実施を可能にするために、障害者、DPO、並びに障害統計に関するワシントン・グループと緊密に協力して、性別、年齢、民族、地方/都市の人口、並びに障害の種類ごとに分類されたデータを使用して、一元化された定期的に更新されるデータベースを開発すべきである。

【国内における実施及び監視】

- ・ CRPD33 条 (2) に沿って、人権の促進と保護のための国家機関の地位に関する原則（パリ原則）に従って、条約の実施を監視するための独立したメカニズムを指定すべきである。また、その運営に十分な資源を割り当て、障害者の参加を確保すべきである。

2-4. 障害関連施策の状況

CRPD の内容に沿った形で、障害者に対象を絞った施策として、障害者国家戦略（2007-2015）策定及び障害者高等評議会設置がなされているだけでなく、各省庁が担当する、人材育成、教育、保健、メディア、労働等の分野における戦略・計画等の中で障害者の権利にかかる項目がある。また、障害者に特化していない施策として、経済成長計画（2018-2022）のような障害インクルーシブな取り組みもある。

① リハビリテーションを含む医療サービス³⁹

ヨルダンは公衆衛生法の下、予防・治療にかかる保険医療サービスが差別なくすべての国民を対象に提供されている。障害関連では障害の早期診断・発見・介入等のサービスがある。人口の 80%以上の人々が健康保険に加入しており、6 歳以下の子どもは無料のサービスが受けられる。また、支払いができない人々を支援するための施策が保健省によって準備され

³⁹ 政府報告に基づく

ている。これらのサービス裨益者の中に障害者が含まれている。なお、治療プログラムへの障害者の同意に関して、国内法は、人々が彼／彼女ら自身の意志と事前の書面による同意がある場合を除いて、治療または外科的介入を受けることができないことを規定している。書くことも話すこともできない場合は、同行する親戚が同意することとしている。障害者の保健医療サービスへのアクセス改善にかかる政府の対策としては以下が挙げられる。

- ・ 運動障害や脳性まひのある人、補助具を必要とする人々、就労やスポーツ中に負傷した人々に対する無償のサービス提供
- ・ 義肢装具及び補助具の購入の際の5%の政府補助
- ・ 理学・作業療法における健康保険の適用

障害の発見と早期療育プログラムについては、国内すべての保健省管轄のヘルスセンター436カ所において新生児のスクリーニングが行われている。これらのセンターにおいては4種類の障害の発見がなされている。また、保健医療人材については、専門医師に対して、障害者の権利にかかる訓練が母子センターにおいて実施されている。これらの政府の対策にも関わらず、さまざまな障害のある人々に対して適切な医療サービスを提供できるような基準と仕様（Specification）が不足している。

障害者権利法（2017）において、5年以内に医療機関の合理的配慮及びアクセシビリティの保障し、職員への障害インクルージョンに関する訓練の受講が要求されている。

また、障害者に関連するリプロダクティブヘルスについては、障害のある女性の関連プログラムへのアクセスの保障と合理的配慮の提供について障害者権利法（2017）において明記されている。同分野の現状について、障害者権利高等評議会により報告書（2017）がまとめられており、同分野における障害者に焦点を置いた調査となっている。

リハビリテーションについては、保健関連法令が障害児者を対象としており、障害者権利法（2017）は障害児者のリハビリテーションの重要性を述べている。具体的なサービス提供については、障害児教育施設における障害児を対象としたサービス、公的、慈善的、軍関連の保険医療機関における障害者を対象としたサービスが挙げられる。また、運動障害、聴覚障害、視覚障害のある人々に対する必要な補助具の提供がなされている。専門職の育成については、いくらかの大学及び専門学校のリハビリテーション専攻において訓練・教育プログラムが準備されており、理学療法士及び作業療法士の育成が行われている。

② 教育⁴⁰

ヨルダンの憲法は全国民に対して教育の権利を保障しており、公立学校において10学年までの無償義務教育を提供している。また、教育法（1994）では教育とは社会的に必要なものであり、国民の能力に沿ったうえでの権利であるとしている。これらの法令の下、すべて

⁴⁰ 政府報告に基づく

の公立学校は例外なく、性別、障害の有無に関わらず教育を利用可能としている。また、障害者国家戦略についても、すべてのステージにおける障害児者の教育の権利と入学から除外しないことを主張している。また、2019年にインクルーシブ教育10年戦略(2020-2030)が策定されているだけでなく、教育戦略計画(2018-2022)においてインクルーシブ教育の推進が明記されている。なお、ヨルダン政府は児童の権利に関する条約に1990年に署名、1991年に批准しており、定期的に国連に政府報告を提出している。

教育省内には障害児者のための特別局が設置されており、通常学校における学習障害児のためのリソースルームの設置、聴覚障害児及び知的障害児のクラスの導入、盲学校及びろう学校の設置、障害児が利用可能な洗面所、洗濯場及びその他の設備の提供、カリキュラムの調整、障害児との活動するための専門家の任命、障害児者関連事業を担当する部署の設置、職員訓練、障害児の教育における国内外の経験の調査、家庭学校間の送迎等を行っている。

教育における障害児の統合にかかる政府の対策としては以下が挙げられる。

- ・ 障害児者への質の高いサービスの管理と改善のために障害児教育機関及びプログラムのための一般認定基準の準備と開発
- ・ インクルーシブ学校に在籍する障害児者の授業料の費用の助成
- ・ 教育省管轄学校におけるリソースルーム700室以上の設置
- ・ 障害者にサービスを提供する施設におけるリハビリテーション・訓練・教育サービスの政府による購入
- ・ 学習障害児と関わる教員への訓練、自閉症センター及びろう学校、盲学校の職員の育成
- ・ 自閉症児のためのクラスの導入

その他、中等教育卒業試験における聴覚障害者のための手話通訳者の配置や視覚障害者のための記号を含む数学、物理の試験の免除、等の配慮がなされている。こういった政府の取り組みにより、初等・中等教育通常学校に就学している障害の数は7,239人(男子生徒3,640人、女子生徒3,599人)であった(教育省による統計(2011))。

他方、政府報告によれば、さまざまな対策がなされているにも関わらず以下のような問題により初等・中等レベルのインクルーシブ教育が多く为学校において促進されていない。

- ・ 障害児者送迎のための輸送手段の欠如
- ・ 障害児者にとってアクセシブルかつ安全な物理的環境が不十分
- ・ 障害児者のニーズに合わせた特に基礎分野におけるカリキュラムの調整
- ・ 障害者のニーズに合わせた教育設備の欠如
- ・ インクルーシブ教育プログラムを管理できるように訓練された限られた人材
- ・ インクルーシブ教育の考え、及び、障害児者との関わり・受け入れにという考えを受け入れるための、学校の社会的環境を変えるための限られた活動

また、障害児者の高等教育についても、以下のような政府によるさまざまな対策がなされ

ており、毎年 250 名の障害学生が公立大学に入学している。

- ・ 障害学生を障害のレベルに応じて、大学授業料の最大 90%の割引
- ・ 全ての公立大学の内、65%以上の大学における障害学生の受け入れ
- ・ 障害学生の教育にかかる助成金支給
- ・ いくらかの大学における手話通訳者の配置（講義及び試験時）
- ・ 全盲学生に対する読み上げソフトウェアインストール済ノートパソコンの提供
- ・ 障害学生にとって重要な資料の点字印刷

他方、高等教育における政府の対策にも関わらず、障害学生が専攻できる分野や専門性は依然として限定されており、自由な選択ができない状況にある。また、アクセシブルな環境、情報技術、設備の欠如による多くの障壁が存在しており、生涯学習へのアクセスを確保するための取り決めがなされていない。障害者権利法（2017）では、障害者の授業料負担を受験の必要な機関については 10%、それ以外で 25%としている。

障害児教育にかかる専門職育成については、国内 10 大学において障害児教育にかかる学士・修士レベルの研究プログラムが新設されようとしている。また、手話通訳にかかる免許制度が導入され、手話通訳者育成と手話にかかる訓練がなされている。

Thompson S. (2018)によれば、ヨルダンにおいては 750 校において 7,000 人を超える児童・生徒が就学している。男女比はほぼ同じだが、2015 年時点の推計によれば、全障害児のうち、3%しか十分な教育を受けていないとされていた。また 2017 年の推計によれば、学校に通う障害のある児童・生徒は全体の 0.13%とされた。他方、2014 年の推計によればヨルダンにおける障害児の非識字率は 35.3%であり、全人口の非識字率 11%と比べても低い値となっていた。男女の内訳は、女性が 40%と高く、男性は 32%であった。難民の障害児の教育にかかるデータは限られているが、2014 年の推計では、シリア難民であり就学年齢の障害のある子どもの数は 1 万から 1 万 5 千人と見積もられていた。

教育分野における総括所見の推奨事項は以下のとおりである。

- ・ インクルーシブ教育を教育システムの指針として認識すべきである。
- ・ インクルーシブ教育の国家計画に関する法案を採択し、その採択と実施において、障害者、より具体的には子どもたちを代表的な組織を通じて関与させるべきである。
- ・ 知的障害を含む障害児がすべてのカリキュラムについて質の高いインクルーシブ教育を受けることができるように、個別支援と合理的配慮の提供を確保するために十分な財政的及び人的資源を割り当てるべきである。
- ・ インクルーシブ教育学校と特別支援教育学校の両方における障害児の登録と中退について、年齢、性別、障害、場所ごとに分類されたデータの体系的な収集を行うべきである。

③ ジェンダーと障害⁴¹

憲法は、女性障害者を含む全ての国民の保護について規定している。ヨルダン政府は国連女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約に 1980 年に署名、1992 年に批准しており、女性のための国家委員会が設置され国連に対して定期報告がなされている。女性国家戦略は女性障害者を対象としている。女性障害者の権利にかかる国家政策を補足するために、女性障害当事者をメンバーとする委員会が彼女たちの権利を守るために設置されている。同委員会は地域コミュニティにおける女性障害者の権利にかかる各種事業及び啓発活動を準備・実施している。また、障害者高等評議会の内部に女性委員会が設置されており、啓発ワークショップ等を実施している。

以上のような取り組みにも関わらず、文化的な理由と保守的な社会に起因して、女性障害者は男性に比べて平等な権利獲得における差別に苦しんでいる。女性障害者への経済的・社会的な差別は、彼女たちの家族にも影響を及ぼしており、貧困層の女性障害者は貧困を理由により大きな差別を受けている。また、国連女性機関（UN Women）の報告⁴²によれば、国家女性戦略（2013-2017）が女性障害者のニーズを保障していないと指摘している。

また、2010 年の報告によれば、障害者のうち、女性 41%、男性 59%であった。また、障害児教育に関しては、就学児は男性と女性で同等であったが、非識字者の割合をみると障害者音ある男性 32%、障害のある女性 40%であり、女性の非識字者数が多いと報告されていた⁴³。

職業訓練公社（Vocational Training Corporation。以下、「VTC」）の設立にかかり、労働省が国内の職業訓練機関における女性の参加促進のための政策を採択している。VTC は雇用市場のニーズに合った職業及び専門訓練を女性に提供しており、特に遠隔地と貧困層の女性の小規模企業支援、自営を促進している。同様の訓練がリハビリテーションセンターにおいて障害のある少女を対象として提供されている。

近年実施された女性障害者を対象とした事業としては、政治的エンパワメントプロジェクト⁴⁴が挙げられる。障害者高等評議会が主導して、政治への効果的参加を促すために、女性障害者にとって重要な施設と彼女たちの直面する問題の特定を試みている。この取り組みはその後障害者国家戦略（2007-2015）にも引き継がれていった。

④ 訓練・雇用、就労支援⁴⁵

憲法第 6 条がすべての人々が仕事を持つことを保障しており、雇用に関する国内法であるヨルダン雇用法、公務員法及び障害者権利法においても、障害者の雇用における排除は禁止されている。なお、障害者福祉法の下、1994 年に公的及び民間部門における障害者の雇

⁴¹ 政府報告に基づく

⁴² UN Women (2019)

⁴³ Thompson S. (2018)

⁴⁴ 正式なプロジェクト名称は “Disability and the Horizons of Political Empowerment for Women with Disabilities”。

⁴⁵ 政府報告に基づく

用を促進する責任を負う新しい部門として国家障害者福祉評議会（National Council for the Welfare of Disabled People）を設立し、2003年には障害者の職業リハビリテーションに関する条約（国際労働機関159号条約）に批准するなど、障害者雇用に関する施策が過去に見られた。また、労働省の戦略的計画（2017-2025）に障害者の権利にかかる事項が含まれている。また、人材育成国家戦略（2016-2025）についても同様である。なお、ヨルダンにおいては障害者権利法（2007）におい50人以上の職員のいる政府・非政府組織について、雇用法（2010）で定められているとおり、障害者雇用割当て4%が採用されているが、違反した場合の制裁措置はない。さらなる雇用機会の改善のために、職業訓練機関が市場ニーズに合わせた訓練プログラムが企画・実施されているが、42あるセンターのうち、9センターのみが障害者にとって十分な環境整備がなされているにすぎない。

2014年のデータによれば⁴⁶、ヨルダンの障害者の雇用率は障害者全人口のうちの16.1%であった。また、非雇用率は1.7%であり、82.2%が経済的に活動的ではなかった。全人口に関しては、雇用率は36.3%、非雇用率は4.4%、就労を望まないが59%だった。男性の障害者の雇用率が23.8%と高く、女性障害者は4.8%に留まった。2015年のデータによれば、就学年齢の障害者のうち、7.7%がなんらかの職業についており、9.9%が非雇用であった。さらに2017年のデータによれば、障害のない男性の雇用率が61.4%であるところ、障害のある男性について32.8%であった。女性については障害がない場合13.5%、ある場合5.2%であった。同データは、公務員としての障害者雇用率は1%以下であり、プライベートセクターでは0.5%であった^{47,48}。

総括所見は障害者の雇用に関し、以下の指摘をしている。

- ・ 医療的健全（Medical Fitness）の概念を排除し、職業上の要件への適合性を判断するために個別の評価が実施されるようにするために、差別的な法律や規制を廃止すべきである。
- ・ 障害者の労働権に関する雇用主と一般市民の意識を高めるべきである。
- ・ 積極的是正措置や合理的配慮を規定する規制の採用などを通じて、民間及び公共部門における障害者の雇用を促進すべきである。

⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス⁴⁹

ヨルダンにおいては、社会保障法は1978年に公布されて以来、2001年改定及び2009年改定を経て、2014年改定法が施行されている。同法において障害者にかかる雇用、医療、年金等にかかる優遇措置がなされている。障害者手当としては、NAF法の定めに沿って支給がなされており、障害者を含む全人口の7.5%が受給している。その他、障害者の社会参加のために、教育・医療関連の機材及びこれらの運送費にかかる免税措置、政府の住宅事業

⁴⁶ Thompson S. (2018)

⁴⁷ ibid

⁴⁸ 国際労働機関（International Labor Organization. 以下、「ILO」）（2018）

⁴⁹ 政府報告に基づく

における障害者枠 5%の設置、貧困削減に関連する資金支援事業における障害者の包含等、さまざまな社会サービスが提供されている。

その他、Thompson S.によれば、障害者のためにさまざまな社会的保護制度が実施されている。具体的には 2010 年に 7,000 以上の家族に恩恵をもたらした年金手当及び現金支給事業が挙げられる。2015 年には、4,000 人の障害者がヨルダン社会開発省によって実施されたさまざまな社会的セーフティネットの恩恵を受けたと報告されている。しかしながら、これら事業の多くはヨルダン人専用であり、難民がアクセスできるサービスではなかった。2017 年のデータによると、社会開発省は 12,000 人の障害者を支援しており、これは NAF の 12%を占めている⁵⁰。

総括所見は、障害者が制限なく個人の移動に必要な高品質で手頃な移動補助器具及び支援機器、技術、サービスを確実に入手できるように、専用の体系的な枠組みと予算を採用すべきであると指摘している。

障害者の政治参加にかかる保障として、2013 年の一般選挙においては国内 800 カ所のうち、232 カ所が物理的にアクセシブルな投票所となり、合計 75 名の手話通訳者の投票所への派遣、障害者からの選挙にかかる問い合わせ対応ホットラインの設置、女性障害者を対象とした政治参加にかかる啓発活動の実施等がなされ、選挙管理にかかる障害者参加の推奨によって、障害当事者 5 名が構成員となった。同選挙においては、障害者の権利を守るために障害当事者の立候補が推奨されたが、立候補者数は全体の 0.5%に留まった。他方、精神障害者については、現行選挙法の下では選挙への参加が免除⁵¹されている。

コミュニケーション保障については、公安局による緊急コールセンター911 は、聴覚障害者のためにビデオ通話により手話を利用できるサービスを提供している。また、彼/彼女らの政府との議論の場において手話通訳者の派遣を行っている。

障害者スポーツに関しては、障害者スポーツ連合会が設置され、地方、国家、リージョナル、国際レベルにおいて障害者スポーツの主催、調整、管理、支援、促進等を担っている。

【障害のある難民⁵²】

2018 年の報告⁵³によれば、ヨルダン国内にいる難民の数は約 75 万人であり、その 90%がシリアからの避難民であった。難民の 80%は都市部で生活し、14 万人以上がキャンプで生活していた。2013 年時点の見積もりによれば、難民キャンプに暮らす子どもの 10%が障害児であり、2014 年の調査では全体の 22%、2015 年の調査では 25.9%が、障害のある避難民であったとされている。彼/彼女らの多くが心理的なストレスを抱えていたとの報告もある。調査実施時の障害者データの包含、国際・国内 NGO と政府の連携による障害のある難民のインクルージョン、国内 DPO の巻き込み、ドナーによる障害のある難民に対する慈善

⁵⁰ Thompson S. (2018)

⁵¹ 参加したくてもできない状況にある。

⁵² Thompson S. (2018)

⁵³ ibid

的ではないエンパワメントのアプローチの採用等の重要性が推奨事項に挙げられている⁵⁴。Yamamoto and Matsuo (2017)の報告⁵⁵によれば、障害のあるシリア難民は、彼／彼女らの健康について廃用症候群の状態にあり、彼／彼女らとその家族は社会参加の面で制限に直面していると結論付けている。さらに、障害者の不十分なヘルスリテラシー、ヘルスケアサービスの欠如、廃用症候群、難民としての脆弱な立場、身体障害による活動の制限、並びに家族のケアの負担は、社会の制限に関連している可能性があることが示されている。

⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み⁵⁶

・バリアフリー

障害者アクセスにかかる国家建築規定 (National Disabled Access Building Regulation) (1993) の実施が障害者権利法 (2017) によって義務付けられている。また、障害者国家戦略において物理的なアクセシビリティは優先事項となっており、すべての省庁及び公的な建物のバリアフリー改修、障害者のニーズに合った交通手段のファシリテーション、建築規定にかかる啓発、フォローアップ及びモニタリングを国家の具体的な活動計画として挙げている。ヒューマン・ライツ・レポート (2019) ⁵⁷によれば、首都において障害者にとってアクセシブルな公共交通機関としてアンマンバス運行事業計画が発表されている。

総括所見は、施設及びサービス等の利用の容易さについて以下を指摘している。

- ・ アクセシビリティ基準の実施及びモニタリングの強化をすべきである。具体的には、実施のモニタリングをする機関の明確化、モニタリングの責任者となる公務員及び専門家への訓練の実施、DPO を通した障害者の巻き込みを行うべきである。
- ・ 点字と読みやすい形式の公共標識の提供を体系化し、券売機、ウェブサイト、モバイルアプリケーション、並びに専門的で認定された手話通訳者等を提供すべきである。また、公共の建物、施設、輸送、情報通信サービスへのアクセシビリティを確保すべきである。

・防災⁵⁸

ヨルダンの災害関連情報としては、地震、鉄砲水、干ばつなどの自然災害にさらされている。人口増加と人口密度の高さ、及び物理的なインフラストラクチャの脆弱性により、この地域で頻繁に発生する地震活動は深刻な影響を与える可能性がある。また、急速な都市化と不十分な排水システムにより、鉄砲水が増加しており、繰り返される干ばつはまた、特に農業に重大な経済的ストレスを引き起こし、難民人口の大規模な流入のためにすでに緊張している食料安全保障に悪影響を及ぼしている。

このような災害のリスク管理として、2019年に自然災害防災国家戦略 (2019-2022) が策

⁵⁴ Crock M. (2015) Syrian refugees with disabilities in Jordan and Turkey

⁵⁵ https://www.jstage.jst.go.jp/article/asiajot/13/1/13_87/_pdf/-char/en

⁵⁶ 政府報告に基づく

⁵⁷ <https://www.state.gov/wp-content/uploads/2020/02/JORDAN-2019-HUMAN-RIGHTS-REPORT.pdf>

⁵⁸ <https://www.cadri.net/sites/default/files/Jordan-DRR-Capacity-Assessment-Report-2017.pdf>

定されている。同戦略におけるイニシアチブ及び活動にかかる一般原則として、障害を含む社会的弱者の視点を政策と実施に統合することにより、彼／彼女らに特別な注意を払いつつ、必要とされるエンパワメント、インクルーシブでアクセシブルな差別の無い参加を促進すると述べられている。

なお、ヨルダンは防災分野のグローバルパートナーシップである災害軽減能力イニシアチブ（Capacity for Disaster Reduction Initiative : CADRI）⁵⁹の対象国である。

⑦ 障害と開発分野の国際協力実績

<p>日本政府⁶⁰</p>	<p>【技術協力プロジェクト：障害に特化した取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の経済的エンパワメント及び社会参加促進プロジェクト（2017-2020） <p>【専門家派遣】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援政策（2007-2008） ・ 地域リハビリテーション（2009-2011） ・ 障害者問題アドバイザー（2011-2017） ・ 障害者のアクセシビリティ改善のためのアドバイザー（2013-2016） <p>【研修員受け入れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国別研修：地域リハビリテーション（2010） ・ 国別研修：障害者の経済的エンパワメント（2011-2014） ・ 国別研修：アクセシビリティ改善（2013-2016） ・ 国別研修：ジョブコーチ研修（2017） <p>【無償資金協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者職業機運連機材整備計画（2000） <p>【草の根技術協力事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ヨルダンにおけるシリア難民負傷者・障害者支援事業（2015）
<p>他ドナー⁶¹</p>	<p>【国際機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IFES（International Foundation for Electoral System）：障害者リーダーの育成を行っている。 ・ ILO：2000年代に国際 CBR セミナーの開催等の実績がある。 ・ 世界保健機構（World Health Organization。以下、「WHO」）：1990年代に保健省と連携した CBR 事業の実績がある。

⁵⁹ <https://www.cadri.net/en/where-we-work/jordan>

⁶⁰ 内閣府障害者白書、JICA 障害と開発パンフレット

⁶¹ 政府報告、各組織ウェブ情報を基に調査チームが作成

	<p>【国際 NGO】</p> <ul style="list-style-type: none"> • Humanity & Inclusion (旧 Handicap International。以下、「H&I」) <p>障害者の権利にかかる事業を 2006 年から実施。障害のある難民を対象としたリハビリテーション、障害児と家族への保健サービス、サービスへのインクルーシブなアクセシビリティの保障等の事業を含む。Action Humanitaire France、AusAID、DFID、Dorothea Haus Ross Foundation、EU、USAID、UNICEF 等がスポンサーとなっている。</p>
--	---

2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (GBR/CBID) の状況⁶²

ヨルダンにおける地域に根ざしたリハビリテーション (Community-Based Rehabilitation。以下、「CBR」) の取り組みは 1980 年代から開始されている。近年、施設型の支援では、支援が必要な障害者すべてに対応できない (施設が足りない) という理由から、各家庭で障害者をケアできるようにしようとする活動が注目されるようになってきた。この背景にある考え方は、障害者の地域参加を目指す本来の CBR の考え方とは出発点が大きく異なっている。また、人手や移動手段の不足から、支援の優先順位を決めて支援者を選択しなければならず、必然的に「早期対応」の観点から子どもが支援対象となりがちである。そのため、CBR と題して実施していても、成人や高齢の障害者を巻き込めないケースが多い。したがってヨルダンにおいては「家庭訪問によるリハビリテーションサービスの提供」を CBR と呼んでいる団体も多いことを念頭に置く必要がある。

【社会開発省の取り組み】

社会開発省特別支援教育局では、これまでは管轄である各養護施設を中心とした取り組みを行ってきたため、施設型の障害者支援 (特に知的障害や重度の障害のある者が対象) が中心であった。しかし、施設型の活動では対処しきれないという状況から、各家庭や地域でも障害者をケアできるシステム構築を目指して、1990 年代の終盤頃より CBR を重要視し始めた。2002 年より特別支援教育局より派遣された職員 2 名が、ヨルダンにて先駆的に CBR 事業を展開させてきたプリンス・ラード事務所 (王室系非営利団体) の CBR センターで研修を受け、コミュニティ開発の視点も含んだ CBR プロジェクトの運営に携わっている。

その後、さらに本格的な取り組みを展開するために、2003 年 3 月よりプリンス・ラード事務所と提携して CBR ボランティア育成研修を展開した。これはイギリス国際開発省 (Department for International Development。以下、「DFID」) からの資金提供を基に国内 4 カ所の施設を拠点として行った大規模なものであった。しかし、資金提供は研修に対してのみであり、DFID からはその後の運営資金 (人件費、車代等) の援助はなかったため、事業を展開できずに中断されている。

⁶² L. Rawan et al (2013) 及び国別障害関連情報ヨルダン (2006) に基づき記載。

【NGO による取り組み】

各 NGO がさまざまな CBR の取り組みを行っている。プリンス・ラード事務所と国連パレスチナ難民救済事業機関（United Nations Relief and Works Agency。以下、「UNRWA」）は、ヨルダンにおける CBR 推進の先駆者的存在である。まだ施設型及び医療モデルの障害者支援が主流だった 1980 年代～90 年代より、施設ではなく地域全体で障害者に対する支援を行うことと障害者が社会参加できる環境を整えることを目標に、地方村落部やパレスチナ難民キャンプ内にて活動を展開してきた。活動内容は各種啓発活動、当事者及び家族の収入向上プログラム、就学・就労支援、リハビリテーションなどである。現在では多くのスタッフと地域住民ボランティアが育ち、障害者自身もスタッフとして活躍している。

一方、ヨルダン国内の 6 つの NGO が共同で CBR チームを編成し、各地のローカルコミュニティ／NGO に対して訪問巡回指導を行うという動きも始まっている。大手 NGO アル・フセイン協会（Al-Hussein Society）の呼びかけによって各団体から障害関連の専門知識を持った人材が集まり、チームが組まれた。リハビリテーションに関する職員研修のほか、障害者の家族や地域住民に対する講演なども行っている。

チームメンバーは 14 人で、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、特別支援教育教員などが配属されている。月間スケジュール表によって訪問地域が決められており、巡回先スタッフへの指導や実際のリハビリテーションなどを行う。2006 年 3 月時点で巡回先となっているのは、ハルディーエ、サイディーエ、モアッカ、ジョファの各ローカルコミュニティまたは NGO である。このうちハルディーエとサイディーエには、平成 17 年度 1 次隊の青年海外協力隊がそれぞれ配属された実績がある。

【CBR 研修コースの設置】

2006 年 9 月よりプリンス・ラード事務所とムタ大学、国際労働機関が共同で CBR スタッフトレーニングコースを開催する計画がある。カラク県のムタ大学には、2000 年に国立 CBR 研究所（National Institute for CBR）が設置されており、これまではプリンス・ラード事務所との連携によって不定期に週 1 回 3 カ月間の CBR 職員研修などを行ってきた。これを発展させ、その後、同研修コースをムタ大学の正式なプログラムの中にも取り入れ、特に障害者関連業務の実務者を対象にトレーニングコースを提供する計画を立てていた。3 ヶ月間の研修コース修了者には、ムタ大学から修了証が発行される。ヨルダンのみでなく近隣諸国からも受講生を集め、CBR に関する情報拠点としてアラブ諸国のネットワーク構築を構想している。

ヨルダンにおいては、理学療法士及び作業療法士のような専門職は都市部に集中している、もしくは給与の高い湾岸諸国に職を求めため、リハビリテーションにかかるヨルダン都市部と農村部との格差は大きい。この問題を解決することを目的にして、CBR が期待されている。ヨルダン政府は社会的リハビリテーション戦略を採択しており、市民社会組織と連携して地域コミュニティにおける CBR 事業の立ち上げを促進及び支援している。

CBR プログラムが特に活発なのは国内の難民キャンプ 13 カ所である。UNRWA、NCHR、家族保護開発団体、国際労働機関、家族関連国家委員会、国際 NGO である Operation Mercy 等、さまざまな組織によってプログラムが実施されてきた。

2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況

ヨルダンは 2008 年にマラケシュ条約を批准している。なお、ヨルダン国内における関連する法制度及び政策としては、著作権法（1992）があるがマラケシュ条約に準拠する形で改定はなされていない。

2020 年 11 月に障害者とその家族の権利に関して NGO の Ecumenical Disability Advocates Network（EDAN）中東が主催したオンライン会議が開催され、マラケシュ条約にかかる議論がなされている⁶³。このバーチャル・イベントには、障害者とその代表的な組織を含む、専門家、学界、メディア関係者等、600 人が参加している。

2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

ヨルダンにおいては 2020 年 3 月初旬に 5 名の感染報告があつて以来、感染者数は 1 日平均 10 名程度であったが、9 月頃から徐々に増加し始め 11 月中旬に第一波のピークに達し、8 千名弱となった。その後、減少方向である。WHO⁶⁴によれば、2021 年 1 月 17 日時点で新型コロナウイルス感染者累計は 313,557 名であり、死者数累計は 4,137 名であった。なお、全国的なロックダウンは 2020 年 3 月中旬から 4 月末に実施された。ヨルダン政府によって取られた主な制限としては、外出禁止、教育機関・ジム・モスク・教会の閉鎖、集会の禁止、マスク着用の義務化、等が挙げられる⁶⁵。国民の支援のためにとられた主な対策は、世界銀行及び DFID によるヨルダン政府を通じた貧困及び脆弱な家庭 27 万世帯を対象とした現金支給事業⁶⁶、等が挙げられる。H&I の報告⁶⁷によれば、コロナ禍は、人道的環境に住む障害者に不均衡なリスクと障壁を引き起こしている。

本調査では、オンライン・アンケート及びインタビュー調査を実施したが回答は得られなかった。以下のコロナ禍が障害者にもたらした影響に関する情報については、ヨルダン政府、UN 機関並びに NGO 等のウェブ情報を基に取りまとめた。

① 各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

HCR は、ヨルダンの慈善医療組織と脊髄損傷協会を通じて、医療用品と治療サービスを

⁶³ ハシミテ大学、及び NGO の I Am a Human Society for Persons with Disabilities との共催

⁶⁴ <https://covid19.who.int/region/emro/country/jo>（参照 2021-01-18）

⁶⁵ https://en.wikipedia.org/wiki/COVID-19_pandemic_in_Jordan（参照 2021-01-18）

⁶⁶ <https://www.worldbank.org/en/news/press-release/2020/06/25/us374-million-to-provide-cash-assistance-to-poor-and-vulnerable-households-in-jordan>（参照 2021-01-18）

⁶⁷ H&I(2020) Needs Assessment – Impact of COVID-19 on People with Disabilities and their Families in Jordan, April 2020

提供している⁶⁸また、ハシェミット慈善団体との連携による生活用品を提供、Al Vasira イニシアチブ及び Habayebna プラットフォームとの連携により、視覚障害や知的障害のある学生のために最低限の教育サービスを提供している。

② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

H&I は、新型コロナウイルスにより、障害者のヘルスケア、リハビリテーション、支援サービスへのアクセスが困難になったことを報告している⁶⁹。また、身体障害があり、医療ニーズがある人の 88%が、新型コロナウイルスの影響で、定期検査または治療のために病院に行くことができなかったと報告している。

③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

HCR によれば、e ラーニングのプラットフォームがアクセシブルではなく、障害のある児童・生徒を包摂していない⁷⁰。H&I は教育機関が「誰も取り残さない」という原理を忘れており、また、学習へのアクセスの欠如に関する調査をしていないと報告している⁷¹。

④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

ロックダウンにより障害者の教育、保健、生計等が深刻な影響を受けている⁷²。

⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

H&I の報告によれば、障害者のいる世帯の中で、移動制限により職を失ったと回答した世帯は全体の 78%であった⁷⁴。また、食品、家賃及びその他必需品（オムツ等）、現金の不足という緊急性の高いニーズの解決のために、失職した障害者の職への復帰、自営の障害者のための仕事の継続や再開の支援が推奨されている。

⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

H&I の報告⁷⁵によれば、障害児者のいる 942 世帯を対象とした調査において、96%が貯金をしておらず、50%は自宅から立ち退きの危険にさらされると考えている、という回答が得られた。

ヨルダン国内のシリア難民キャンプに暮らす聴覚障害のある青年たちは、コロナ禍において何が起きているのかほとんど理解していない。手話能力が限られていることもその

⁶⁸ HCR (2020) <https://www.jordantimes.com/news/local/intl-day-persons-disabilities-marked-focus-accessible-post-covid-world> (参照 2020-12-24)

⁶⁹ H&I (2020)

⁷⁰ HCR (2020)

⁷¹ H&I (2020)

⁷² 2020 年 4 月頃に初めてのロックダウンが実施されて以降、複数回ロックダウンが実施されている。

⁷³ HCR (2020)

⁷⁴ H&I (2020)

⁷⁵ <https://www.sddirect.org.uk/media/2063/query-no-42-economic-impacts-of-covid-19.pdf>

理由である⁷⁶。

なお、その他の影響として、HCR は、ロックダウンにより知的障害者が大きな影響を受けていると指摘している。継続的な感情の起伏が、これまで蓄積してきた知識に基づいた行動に悪影響を与え、教育、リハビリテーション、及び社会的・行動的プログラムの中断という状況に直面している⁷⁷。H&I は、コロナ禍は支援ネットワークにも影響を及ぼしており、障害児・者がいる世帯の 79%は、過去 3 カ月間に外部からの支援を受けておらず、主に資金不足のために食料を十分に入手できていない⁷⁸。

⁷⁶ <https://www.syrialearning.org/system/files/content/resource/files/main/Exploring-the-impacts-of-covid-19-on-adolescents-in-Jordan%E2%80%99s-refugee-camps-and-host-communities-1.pdf> (参照 2020 年-12-24)

⁷⁷ HCR (2020)

⁷⁸ H&I (2020)

3. 障害関連団体の活動概況

3-1. 障害当事者団体の活動概要⁷⁹

団体名	概要
Al-Sho'la Club	視覚障害者の当事団体・クラブで、文化活動、起業活動などを運営している。
I am a Human Security For Rights of People With Disabilities	2008年設立。障害者の経済、社会、法、政治、文化というすべての側面における向上を目指す団体。
Prince Ali Club for the Deaf	イルビッドに拠点をおく聴覚障害者の当事者団体。代表や幹部全員が聴覚障害者であり、ボランティアの手話通訳者がいる。メンバーは成人が中心であり、仕事後に集合してスポーツやチェスなどを楽しむ、社交クラブ的な団体である。会員はイルビッドのみならず北部地方の各県から集まってくる。
Friendship Association of the Blind	1977年設立の視覚当事者の団体。会員数は27000人。

3-2. 障害者支援団体の活動概要⁸⁰

団体名	概要
Al - Hamraa Association for People with Special Needs	1996年設立。特別なニーズのある人々のケア活動を実施。
アル・フセイン協会 (Al-Hussein Society)	アンマンを拠点に、身体障害児に対するサービスを中心に支援している。アンマンの施設には肢体不自由児のための学校と診療室、リハビリテーション室、義肢装具製作所、手工芸訓練所兼販売所などがあり、幼児から20歳位までの子どもたちが学んでいる（通所のみ）。さらに、近年 NGO6 団体を集めて CBR チームを結成し、地方のローカルコミュニティや NGO に対する出張巡回指導を実施している。
Arab Center for Special Education	Dr. Samira Khouri という著名な研究者が代表を務めており、特別支援教育の提供、学校、施設などを運営している。
Asahab Al Himam Association for the disabled	2011年設立。特別なニーズのある人々の支援活動を実施。

⁷⁹ 政府報告及び各団体ウェブ情報を基に記載

⁸⁰ JICA(2005)、政府報告及び各団体ウェブ情報を基に記載

Association of specialized associations of disabled people	2011 年設立。障害者の支援活動を行っている。
Association of the white window for people with disabilities	2011 年設立。障害者のエンパワメントを行っている。
CBR Center by UNRWA	UNRWA が運営する CBR プロジェクトでヨルダン国内に点在するパレスチナ難民キャンプでリハビリテーション、スポーツ、経済的支援などのサービスを、CBR を通して運営している。
Cerebral Palsy Foundation	アンマン市内にある脳性まひを対象とするセンター。病院と協力して脳性まひの診断をして適当なら手術などの治療を勧める。脳性まひのための教育施設と CBR のプログラムも持っている。
Deya Al Shoubak Association for People with Disabilities	2014 年設立。障害者の支援活動を実施。
East & West Center for Sustainable Development (WE Center)	2008 年設立。労働者としての権利の啓発について、若い男女及び障害者の訓練を実施。コミュニティ及び国レベルにおける変化をもたらす主体 (Agents of Change) の育成を目指す。
Ento Mena Charitable Association for People with Disabilities	2016 年設立。障害者を対象としたリハビリテーション、訓練の提供と権利に関する支援を実施。
Holy Land Institute for the Deaf	サルト市にて聾学校を中心に、職業訓練、スタッフトレーニング、手話トレーニング、補聴器製作などを行っている。聾学校は義務教育年限までクラスがあり、手話など専門技術をもった教員が指導している。生徒の半数程度が寮生活。CBR プロジェクトにも関心が高く、ヨルダン川沿い地域にてプロジェクトを開始。アル・フセイン協会とともに CBR チームの構成団体。
Jordan Hashimite Fund for Human Development (JOHUD)	ヨルダン王室系の最大手 NGO。国内の全域に 50 ヶ所のコミュニティ開発センター (Community Development Center。以下、「CDC」) を持ち、地元の住民組織 (ローカルコミュニティ) との連携による総合的なコミュニティ開発事業を展開している。他の障害者支援 NGO が JOHUD の CDC を間借りして巡回診療サービスを提供している事例は多い。他団体に対する資金援助も行っている。

Jordanian Renaissance Society	ヨルダンでは珍しくアドボカシー、人権擁護活動、啓発活動を中心とする NGO。
Landmine Survivors Network (LSN)	国際的な NGO である World Landmine Survivors Network (WLSN) のヨルダン支部である。地雷の被害者のリハビリテーション、そのほかの包括的なサービスを提供するほか障害者の権利条約の交渉過程にも積極的に参加し、現在ヨルダン国内でアドボカシーと障害者の権利擁護支援の活動も盛んに行っている。
Lawrence Society for People with Special Needs	2011 年設立。特別なニーズのある人々の支援活動を実施。
Ma'an South Center	マアン県とその周辺において最も活発に活動している NGO。センターでは障害のある幼児から青年までの教育とコンピュータ等の職業訓練を行うほか、補聴器製作所（日本の草の根無償資金による機材が使われている）、周辺ローカルコミュニティに対する出張リハビリサービス、CBR スタッフの育成（隣接した寮に 8 ヶ月間滞在して OJT を行う）などを実施。
Mu'tah Center for Special Education	カラク県のムタにある NGO で、まだ障害者に対する支援がほとんど行われていなかった 1983 年に活動を開始した。知的障害児を対象とした養護クラスを基本に、10 代の希望者の男女には木工・農業・編物などを指導し、就職口の斡旋にも力を入れている。施設の工房で製作した商品を地元の商店に卸すなど、地域に密着した活動を行っている。
Prince Ali Club for the Deaf	イルビッド市にある聴覚障害者のクラブ。手話の訓練のほか結婚相談のサービスなども行う。
SANA for Special Individuals	2010 年設立。障害者への態度・偏見にかかる啓発活動を実施。知的障害児の親のためのグループを支援。
Saudi Center for Rehabilitation and Training of Disabled Women	アンマンにある知覚女性障害者のための職業訓練機関。手芸や点字コンピュータの訓練プログラムなどを提供している。サウジアラビアが資金的なスポンサーとなっている。
The Arab Network for Civic Education	SDGs 達成に向けて、より障害インクルーシブな戦略を開始。障害のある女性・農村部の人々・難民等のもっとも脆弱な障害者の権利の向上を目指す。

<p>The Holy Land Institution for the Deaf</p>	<p>アンドリュー神父 (Brother Andrew) というヨルダン国内ではほぼ神格的なリーダーがアンマンに近いキリスト教系住民地域ソルト市で運営するろうあ者のための統合的なサービス機関。</p>
<p>The National Society for the Care of Persons with Multiple Disabilities</p>	<p>アンマンの郊外にある重複障害者を対象とする総合的なセンター。施設のケア、ホームケア、教育など複合的なプログラムを備えている。</p>
<p>The Rehabilitation and Care Center for the Physically Disabled</p>	<p>身体障害者のための統合的なサービス機関。マフラクにある。</p>
<p>Wa Bashir Al Sabereen Association for People with Disabilities</p>	<p>2015 年設立。特別なニーズのある人々を支援する活動を行っている。</p>
<p>Women's Credit Fund</p>	<p>18 歳から 65 歳の女性を対象とする小額貸付銀行。障害者女性も対象とされる。障害者女性を含む貧困女性の小規模企業活動をサポートする。障害の貧困対策プロジェクトへの主流化として注目に値する。</p>
<p>Young Muslim Women's Association (YMWA)</p>	<p>1974 年設立。団体名から女性のみを対象としている団体という誤解を受けるが、通所希望者は男女とも受け入れている。主に知的障害児に対する養護サービスのほか、敷地内の工房で職業訓練として機織や陶芸、木工などを指導し、ここで製作した商品が売れば少額ながら制作者本人にも還元されるシステムをとっている。工房では 30-40 代の男性も働いている。</p>

4. 参考資料

- Capacity Assessment of the Disaster Risk Management System in Jordan (2017)
<https://www.cadri.net/sites/default/files/Jordan-DRR-Capacity-Assessment-Report-2017.pdf>
(参照2020-12-10)
- Crock, M. (2015) *Syrian refugees with disabilities in Jordan and Turkey*,
<https://www.researchgate.net/publication/281853465> (参照 2020-12-10)
- Gender & Adolescence: Global Evidence, Exploring the impact of COVID-19 on Adolescents in Jordan's refugee camps and host communities
<https://www.syrialearning.org/system/files/content/resource/files/main/Exploring-the-impacts-of-covid-19-on-adolescents-in-Jordan%E2%80%99s-refugee-camps-and-host-communities-1.pdf> (参照2020-12-24)
- Government of Jordan (2015) *Jordan's Way to Sustainable Development – First National Voluntary Review on the Implementation of The 2030 Agenda*,
<https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/16289Jordan.pdf>(参照 2020-12-10)
- Government of Jordan (2015) *CRPD initial Report submitted by Govt. of Jordan*, (参照 2020-12-10)
- Government of Jordan (2016) *Sixth national periodical report on the CEDAW committee*,
<https://jordan.unwomen.org/en/digital-library/publications/2016/6/jordan-sixth-national-periodic-report-to-the-cedaw-committee> (参照 2020-12-10)
- Humanity &Inclusion (2020) *Needs Assessment – Impact of COVID-19 on People with Disabilities and their Families in Jordan, April 2020*,
<https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/75872.pdf> (参照 2020-12-10)
- Institute of Development Studies (2020) *Disability Inclusive Development Jordan Situation Analysis Version II June 2020*
<https://opendocs.ids.ac.uk/opendocs/bitstream/handle/20.500.12413/15517/Disability%20Inclusive%20Development%20Situational%20Analysis%20for%20Jordan%20V2%20June%202020.pdf> (参照 2020-12-10)
- ILO (2018) *Decent Work Country Programme – The Hashemite Kingdom of Jordan (2018-2022)*,
<https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---arabstates/---ro-> (参照 2020-12-10)
- UN (2017) CRPD *Concluding Observation for Jordan's initial report*,
https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=JOR&Lang=EN (参照 2020-12-10)
- United States Department of State (2019) *Jordan 2019 Human Rights Report*,
<https://www.state.gov/wp-content/uploads/2020/02/JORDAN-2019-HUMAN-RIGHTS-REPORT.pdf> (参照2020-12-10)

<ウェブ情報>

CADRI Partnership (Capacity for Disaster Reduction Initiative) website

<https://www.cadri.net/en/where-we-work/jordan> (参照2020-12-10)

Government of Jordan (2015) *General Population and Housing Census 2015 Main result*,

http://www.dos.gov.jo/dos_home_e/main/population/census2015/Main_Result.pdf (参照 2020-12-10)

Jordan Times, International Day of Persons with Disabilities marked with focus on accessible post-COVID world.

<https://www.jordantimes.com/news/local/intl-day-persons-disabilities-marked-focus-accessible-post-covid-world> (参照2020-12-24)

Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, United Nations Treaty Body Status

https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=JOR&Lang=EN (参照 2020-12-10)

Rawan LaHeresh, Wendy Bryant, Margo Holm (2013) , *Community-Based Rehabilitation in Jordan: Challenges to achieving occupational justice, Disability and Rehabilitation*, An international Multidisciplinary journal

https://www.researchgate.net/publication/235366086_Community-based_rehabilitation_in_Jordan_Challenges_to_achieving_occupational_justice (参照 2020-12-10)

Thompson S. (2018) *The current situation of persons with disabilities in Jordan*, Helpdesk report, Institute of Development Studies,

<https://opendocs.ids.ac.uk/opendocs/bitstream/handle/20.500.12413/14064/Persons%20with%20disabilities%20in%20Jordan.pdf> (参照 2020-12-10)

UN (2015) CRPD *Shadow Reports by civil society of Jordan*

UNDESA (2020) *Policy Brief No. 60 – 88*

https://www.un.org/development/desa/dpad/document_gem/undesa-policy-brief/ (参照 2020-12-24)

UN Women (2019) *Evaluation of the National Strategy for Women and Situational Analysis of Women's Rights and Gender Equality in Jordan*

<http://gate.unwomen.org/EvaluationDocument/Download?evaluationDocumentID=9309> (参照 2020-12-10)

World Bank (2011) *Disability and Poverty in Developing Countries: A Snapshot From the World Health Survey*

<https://openknowledge.worldbank.org/handle/10986/27369> (参照 2020-12-10)

Yamamoto, S. and Matsuo, H. (2017) Current Situation and Challenges Regarding the Social

Participation of Syrian Refugees with Disabilities in Urban Areas of Jordan,

https://www.jstage.jst.go.jp/article/asiajot/13/1/13_87/_pdf/-char/en (参照 2020-12-10)

内閣府 (2013-2019)『障害者白書』<https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html>

(参照 2020-12-10)

JICA (2017)『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』

https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability_and_development.pdf

(参照 2020-12-10)